

記載例3:提出後に実際の出産日が出産予定日より早くなった場合

産前産後休業掛金免除 (変更) 申出書

| | | | | |
|--|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 組合員の氏名 | 共済 花子 | | 職員番号 | 123456 |
| 所属 | 総務局〇〇部〇〇課 | | | |
| 産前産後休業期間 | 開始日 | 平成26年 4月 9日 | 終了日 | 平成26年 7月 15日 |
| | 開始日 (変更後) | 平成26年 4月 4日 | 終了日 (変更後) | 平成26年 7月 10日 |
| 産前産後休業に係る子の 出産年月日 | 出産予定日 | 平成26年 5月 20日 | | |
| | 出産日 | 平成26年 5月 15日 | | |
| 単胎又は多胎の別 | 単胎 ・ 多胎 | | | |
| 上記のとおり、掛金の免除 (免除変更) を申出します。 (あて先)名古屋市職員共済組合理事長 平成26年 5月 22日 住所 名古屋市中区〇〇町△-△ 申出者 氏名 共済 花子 印 | | | | |
| 上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 平成26年 5月 23日 職名 総務局総務課長 所属所長 氏名 総務 一郎 印 | | | | |

- 備考) ・産前産後休業期間とは、出産日(出産予定日の後に出産した場合は、出産の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産日の後56日までの期間のうち、地方公共団体における特別休暇の産前産後休業を取得した期間であること。
- ・掛金の免除期間は、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間であること。